|  |
| --- |
| 姶良市 |
| 児童通所給付　各種加算の取扱い等について |
| Ver1.0 |

|  |
| --- |
| 長寿・障害福祉課  2022年6月21日 |

内容

[Ⅰ　個別サポート加算（Ⅰ）について 2](#_Toc106704944)

[Ⅱ　個別サポート加算（Ⅱ）について 3](#_Toc106704945)

[Ⅲ　医療的ケア児　判定スコアについて 7](#_Toc106704946)

[Ⅳ　その他 11](#_Toc106704947)

[参　考 14](#_Toc106704948)

**はじめに**

　本書では、個別サポート加算をはじめ、市に申請いただき、受給者証に明記されることで加算対象となる各種加算に関し、手続等に必要な書類や一般的な流れについて、掲載しています。

　内容は、発行時点のものであり、政省令の改正及び報酬改定等により内容等が変わる場合があります。

　厚生労働省のホームページや県障害福祉課から送付される文書等についても必ず併せて確認ください。

　令和４年10月以降、保護者の手続、窓口負担軽減のため、加算に関する書類については、加算を請求する事業所で作成いただき、計画相談支援員（相談支援事業所）を通じて提出いただく方式に変わります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | Ⅰ　個別サポート加算（Ⅰ）について |

　個別サポート加算については、これまで新規及び受給者証の更新手続きの際に、申請書とともに保護者から「児童通所支援調査シート」を提出いただくことにより、算定の手続を行っていましたが、令和４年10月から、加算を請求する事業所により、個別サポート調査票を作成いただき、担当者会議やモニタリング等の際に、保護者、関係機関等との協議を勘案の上、計画相談支援事業所（計画相談支援員）を経由し、計画案とともに提出いただく流れとします。

新たな加算の認定の流れ（R4.10～）

通所事業所において、乳幼児等（又は就学児）サポート調査票を作成

（作成した調査票の内容について、保護者の了承（署名）を得る必要があります。）

＊１　複数事業所を利用している児童については、上限管理と同様の考え方で、利用日数が多い事業所が作成。

＊２　新規の児童については、相談支援事業所がアセスメントを基に作成。

交付された受給者証に加算が記載されていることを確認の上、請求等を行う。

作成したサポート調査票について、担当者会やモニタリングにおいて、内容を確認し、保護者に承諾（署名）いただいた上で、計画相談支援員（相談支援事業所）を経由して市に提出

更新や利用開始後に個別サポート加算が必要なケースについては、通所支援事業所により作成し、保護者の承諾（署名）、モニタリングを経て、計画案又はモニタリングと併せて市に提出。

（参考）R4.9までの流れ

保護者が更新（新規）のサービス受給申請書と同時に児童通所支援調査シートを記し、市役所に提出

受給者証への記載・交付

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | Ⅱ　個別サポート加算（Ⅱ）について |

　個別サポート加算Ⅱについては、各事業所で作成する個別支援計画外、慎重な取扱いが必要となることから、ケースに応じて個別対応となります。

　児童相談所とのケース会議の開催等、児相と直接のやりとりが発生しているケース等が、当該加算に該当するケースとなります。

　対応については、個別にご相談ください。







|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | Ⅲ　医療的ケア児　判定スコアについて |

　医療的ケア児に対する支援に係る報酬の算定時には、判定スコアが必要となります。

　判定スコアについても今後、加算を必要とする事業所から、保護者に依頼し、スコアの原本についても、依頼事業所での保管とします。

　市へ提出するスコアについては、相談支援事業所を経由し、写しを提出してください。

　なお、複数事業所利用している児童へのスコアの依頼、原本の保管については、個別サポート加算と同様、上限管理と同じ考え方で、上限管理事業所により行うこととし、関係事業所に写しを提供するようにしてください。

通所事業所において、医ケアスコアを作成又は保護者に主治医への作成を依頼

　複数事業所を利用している児童については、上限管理の事業所で対応。

医ケアスコアの原本については、依頼（作成）した事業所で保管し、関係事業所への写しの提供及び計画相談支援員（相談支援事業所）を経由して写しを市に提出

交付された受給者証に加算が記載されていることを確認の上、請求等を行う。











|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | Ⅳ　その他 |

・　強度行動障害にかかる加算の認定や行動援護のサービスの支給認定に当たっては、「行動障害に関する調査票」によるスコアの確認が必要です。

　　各項目の考え方については、障害支援区分の認定調査の基準によることから、当該調査の基準に則って判定、確認の必要があります。

・　短期入所のサービスの利用に際しては、５領域11項目の調査票が必要です。

　　各項目の考え方については、障害支援区分の認定調査の基準によることから、当該調査の基準に則って判定、確認の必要があります。

　区分認定調査の基準等については、厚生労働省のホームページで「認定調査員マニュアル」を参照ください。



**５領域11項目　調査票**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査年月日　　　　年　　月　　日 | | | 調査者 | |  | | | |
| フリガナ |  | | | 生年月日 | | | 平成・令和  　　　　年　　　月　　　日 | |
| 児童氏名 |  | | |
| 申請する支援の種類・内容 | | | | | | | | |
| 種　類 | □短期入所 | □ | | | | □ | | □ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | | 区　分 | 判断基準 |
| ① | 食事 | | １　全介助 | 全面的に介助を要する。 |
| ２　一部介助 | おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。 |
| ３　できる |  |
| ② | 排せつ | | １　全介助 | 全面的に介助を要する。 |
| ２　一部介助 | 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。 |
| ３　できる |  |
| ③ | 入浴 | | １　全介助 | 全面的に介助を要する。 |
| ２　一部介助 | 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。 |
| ３　できる |  |
| ④ | 移動 | | １　全介助 | 全面的に介助を要する。 |
| ２　一部介助 | 手を貸してもらうなど一部介助を要する。 |
| ３　できる |  |
| ⑤ | 行動障害及び精神症状 | (１)　強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 | １　ほぼ毎日 | ・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要 |
| ２　週に１回以上 | ・週に１回以上の支援や配慮等が必要 |
| ３　ない |  |
| (２)　睡眠障害者や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）。 | １　ほぼ毎日 | ・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要 |
| ２　週に１回以上 | ・週に１回以上の支援や配慮等が必要 |
| ３　ない |  |
| (３)　自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為 | １　ほぼ毎日 | ・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要 |
| ２　週に１回以上 | ・週に１回以上の支援や配慮等が必要 |
| ３　ない |  |
| (４)　気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 | １　ほぼ毎日 | ・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要 |
| ２　週に１回以上 | ・週に１回以上の支援や配慮等が必要 |
| ３　ない |  |
| (５)　再三の手洗いや繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかる。 | １　ほぼ毎日 | ・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要 |
| ２　週に１回以上 | ・週に１回以上の支援や配慮等が必要 |
| ３　ない |  |
| (６)　他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため、外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 | １　ほぼ毎日 | ・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要 |
| ２　週に１回以上 | ・週に１回以上の支援や配慮等が必要 |
| ３　ない |  |
| (７)　学習障害のため、読み書きが困難。 | １　ほぼ毎日 | ・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要 |
| ２　週に１回以上 | ・週に１回以上の支援や配慮等が必要 |
| ３　ない |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊　通常の発達において必要とされる介助等は除く。

短期入所の単価区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区分 | 評価基準 |
|  | 区分３ | ①～④の項目のうち「全介助」が３項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が１項目以上 |
|  | 区分２ | ①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が３項目以上又は⑤の項目のうち「週に１回以上」が１項目以上 |
|  | 区分１ | 区分３又は区分２に該当しない児童で、①～④のうち「一部介助」又は「全介助」が１項目以上 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 参　考 |